

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）

改正案	現行
<p>（定義） 第一条 この規則において使用する用語は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。 2 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 五（略） 六 第一種保安物件 次のイからチまでに掲げるもの イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校のうち、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園 ロ 〓チ（略） 七 〓十二（略）</p>	<p>（定義） 第一条 この規則において使用する用語は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。 2 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 五（略） 六 第一種保安物件 次のイからチまでに掲げるもの イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校のうち、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園 ロ 〓チ（略） 七 〓十二（略）</p>